

藤岡市農業委員会
令和元年第12回
定例会議事録

令和元年12月5日招集

令和元年藤岡市農業委員会第12回定例会議事録

令和元年12月5日、藤岡市農業委員長 浦部 隆は、令和元年藤岡市農業委員会第12回定例会を藤岡市役所中庁舎3階大会議室に招集した。

[会議に付した議案]

- 議案第65号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第66号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第67号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画について
議案第68号 農用地利用配分計画（案）について
議案第69号 非農地判断の実施について
報告第24号 農地法第4条、第5条の規定による農地転用届出について
報告第25号 農地法関係出願等について

[出席農業委員]（14名）

- | | | | | | | | |
|------|-------|------|-------|------|-------|------|--------|
| 1 番 | 折茂 高弘 | 2 番 | 堀米 幸子 | 3 番 | 関根 隆雄 | 4 番 | 福田 俊太郎 |
| 5 番 | 村島 光一 | 6 番 | 浦部 隆 | 7 番 | 生方 康正 | 8 番 | 平井 正子 |
| 9 番 | 中村 勉 | 10 番 | 岩下 次夫 | 11 番 | 秋山 幸夫 | 12 番 | 浅見 健司 |
| 13 番 | 黒澤 義雄 | 14 番 | 高田 孝雄 | | | | |

[欠席農業委員]（なし）

[出席農地利用最適化推進委員]

- | | | | | | | | |
|-----|-------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|
| 1 番 | 根岸 孝幸 | 2 番 | 堀口 修 | 3 番 | 浦部 邦彦 | 4 番 | 小暮 久男 |
| 5 番 | 宮下 春雄 | 6 番 | 川村 信行 | | | | |

[事務局]

- | | | | |
|-------|-------|--------|-------|
| 事務局 長 | 秋山 弘和 | 事務局 次長 | 高田 克巳 |
| 係 長 | 梅澤 秀夫 | 主 任 | 八木 眸美 |
| 主 事 | 松本 峻 | | |

（開 会 13時30分）

事務局次長 　　ただ今より令和元年第12回定例会を進行させていただきます。開会に当たりまして、浦部会長より挨拶をお願いいたします。

（会長挨拶）

事務局次長 　　ありがとうございました。それでは会長に議事進行をお願いいたします。

議長

ただ今より、令和元年第 12 回農業委員会定例会を開会いたします。

委員総数 14 名中、出席委員 14 名でありますので本定例会は成立いたします。

議事録署名委員を指名いたします。9 番中村委員、10 番岩下委員の両名をお願いいたします。

それでは議事に入らせていただきます。議案第 65 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、議案第 66 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、以上 2 議案を一括上程いたします。

藤岡市農業委員会運営に関する内規の規定により、この 2 議案は休憩中に下審査をお願いいたします。各班の審査は、下欄に指定されておりますのでよろしくをお願いいたします。それでは、ただ今より休憩いたします。

(13 時 32 分 休憩)

(14 時 01 分 再開)

議長

休憩をといて会議を再開いたします。それでは、議案第 65 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、2 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

2 班班長

報告いたします。議案第 65 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、2 班で付託を受けたのは整理番号 1 番の 1 件です。

整理番号 1 番は、藤岡の I さんが、藤岡の農地を道路用地として転用するもので、面積は 107 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上報告を終わります。

議長

議案第 65 号整理番号 1 番について 2 班の班長さんより報告がありましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長

特に、意見もないようですので、採決します。議案第 65 号整理番号 1 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

挙手全員でありますので、議案第 65 号整理番号 1 番は許可と決定します。続きまして、議案第 66 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、1 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1 班班長

報告いたします。議案第 66 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、1 班で付託を受けたのは整理番号 1 番から 5 番の 5 件です。

整理番号 1 番は、市内の法人が、森の農地を賃貸で借り受け、露天駐車場用地として転用するもので、面積は 534 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 2 番は、市内の法人が、西平井の農地を売買で取得し、露天駐車場及び資材置場用地として転用するもので、面積は 506 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 3 番は、市外の S さんが、白石の農地を使用貸借で借り受け、分家住宅用地として転用するもので、面積は 419 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、現地確認の際に事前着工が見られたのですが、原状回復していただいたということですので、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 4 番は、市外の法人が、鬼石の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は 7,040 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 5 番は、市外の法人が、鬼石の農地を賃貸で借り受け、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は 49 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上報告を終わります。

議長

議案第 66 号整理番号 1 番から 5 番について 1 班の班長さんより報告がありました。初めに整理番号 1 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長

特に、意見もないようですので、採決します。議案第 66 号整理番号 1 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

挙手全員でありますので、議案第 66 号整理番号 1 番は許可と決定します。次に整理番号 2 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第66号整理番号2番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第66号整理番号2番は許可と決定します。次に整理番号3番について、何かご意見がありましたらお願いします。
(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第66号整理番号3番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第66号整理番号3番は許可と決定します。次に整理番号4番について、何かご意見がありましたらお願いします。

議長 浅見委員どうぞ。

浅見委員 申請個所の図面の中で白く抜けている所は何ですか。

議長 整理番号4番は売買の場所、抜けているところは次の整理番号5番で出てくる賃貸借の場所です。

議長 他に意見はありますか。
(異議なし)

議長 他に意見もないようですので、採決します。議案第66号整理番号4番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手全員)

議長 挙手全員であります。議案第66号整理番号4番は面積が3,000㎡を超えていますので、許可相当として群馬県農業会議常設審議委員会へ意見聴取します。次に整理番号5番について、何かご意見がありましたらお願いします。
(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第66号整理番号5番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 66 号整理番号 5 番は許可と決定します。続きまして、2 班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

2 班班長 報告いたします。議案第 66 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、2 班で付託を受けたのは整理番号 6 番から 8 番の 3 件です。

整理番号 6 番は、市内の法人が、川除の農地を賃貸で借り受け、農地整備工事のコンテナハウス・資機材置場用地として一時転用するもので、面積は 1,083 m²、農地区分は農振ですが一時転用のため問題ありません。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 7 番は、市外の法人が、神田の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は 756 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号 8 番は、市外の法人が、金井の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は 2,173 m²、農地区分は第 2 種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上報告を終わります。

議長 議案第 66 号整理番号 6 番から 8 番について 2 班の班長さんより報告がありました。初めに整理番号 6 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 66 号整理番号 6 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 66 号整理番号 6 番は許可と決定します。次に整理番号 7 番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 66 号整理番号 7 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 66 号整理番号 7 番は許可と決定します。次に整理番号 8 番について、何かご意見がありましたらお願いします。
(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第 66 号整理番号 8 番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第 66 号整理番号 8 番は許可と決定します。続きまして、議案第 67 号農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定に基づく農用地利用集積計画について上程します。事務局より説明願います。
(事務局説明)

議長 議案第 67 号について、事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

議長 折茂委員どうぞ。

折茂委員 2 番から 8 番は中間管理機構を通していかないようですが、機構を通すような推進は特に何もしていないのですか。

議長 事務局より説明願います。

事務局 現在は、農地中間管理機構を通して貸し借りすることを推進していますが、当事者同士で貸し借りをしたいというのもご本人たちの意思ですので、その辺は尊重しています。

折茂委員 中間管理機構は物納でもできるのですか。

事務局 基本的に機構は現金です。元々、中間管理機構の制度が始まる前は、相対で貸し借りをを行うのが普通でした。

折茂委員 機構を通すメリットはありますか。

事務局 当人同士だと、お金のやり取りだとか物納であれば直接お米を渡すとかを直接やり取りしないといけない。機構を通すと間に行政的な機関が入るのでその辺のわずらわしさがなくなります。

折茂委員 補助金みたいなものはないのですか。

事務局 農地を貸し付ける側については、条件が揃えば協力金が出る場合があります。

議長 よろしいですか。他に何かありますか。
(異議なし)

議長 他に意見もないようですので、採決します。議案第 67 号農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定に基づく農用地利用集積計画について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、議案第 67 号農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定に基づく農用地利用集積計画については原案のとおり決定します。続きまして、議案第 68 号農用地利用配分計画(案)について上程します。事務局より説明願います。
(事務局説明)

議長 議案第 68 号について、事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いいたします。

議長 浅見委員どうぞ。

浅見委員 中間管理機構が入っていても賃料ゼロ円はあるのですか。

議長 事務局より説明願います。

事務局 賃料ゼロ円ということは使用貸借ということで、タダで貸しますよということはある得ます。それは当人同士が納得すれば良いことです。

浅見委員 わかりました。

議長 他に何かありますか。
(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、議案第 68 号農用地利用配分計画(案)について、特に意見なしということに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、議案第 68 号農用地利用配分計画(案)については、原案のとおり決定します。続きまして、議案第 69 号非農地判断の実施について上程します。事務局より説明願います。

事務局 農地が森林の様相を呈するなど農業上の利用の増進を図ることが見込まれない状況となっている場合には、農地に該当しない旨の判断をして農地台帳から整理することが非農地判断になります。非農地判断の対象となる場合とは、その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合、もう一つがその土地の周囲の状況から見て、農地として復元しても継続して利用することができないことが見込まれる場合です。

毎年、推進委員さんにご足労いただいて荒廃農地の調査ということでお願いしているところですが、こちらの調査の中でもうこの農地は農地として利用することが非常に難しいという土地につきましては非農地として判断することになります。

非農地判断の流れの概要は、荒廃農地調査でB分類・再生が困難と判断された農地につきましては事務局で再度現地を確認します。次に土地の所有者に対して非農地判断実施についてのお知らせを送付しまして、ご本人の意向を確認します。そして定例会で審議議決ということになります。

次に農地台帳から削除、非農地通知書を所有者あてに発行します。その後、任意ですが土地所有者が土地の地目変更登記をしていただくという流れになります。

地目はすべて山林と判断しました。対象地は合計 51 筆、面積は 76,620 m²になります。農地法第 2 条第 1 項に規定する農地に該当しないという判断をしまして、農地台帳から整理してよろしいかご審議を願います。

なお、議決後は所有者あてに非農地通知書を送付させていただき、山林に地目変更登記をしていただくようお願いし、また群馬県、法務局、市の農林課・税務課あてに非農地判断を行った旨の通知をしまして、税金等も山林の課税に変わることになります。以上で説明とさせていただきます。

議長 議案第 69 号について、事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

議長 折茂委員どうぞ。

折茂委員 上日野の対象地の図面を見ると他にも農地の筆があるようですが、こ

れも非農地判断をするのですか。それとも同意が得られなかったのですか。

議長 事務局より説明願います。

事務局 その土地の大部分は、昭和の時代に山林として農地転用許可が出ています。ただ、登記地目を山林に変えていないということです。

それから、2筆位は非農地判断実施についての通知を差し上げましたが、同意が得られなかった方もいらっしゃいます。

議長 他にご意見はありますか。

(意見なし)

議長 他に意見もないようですので、採決します。議案第 69 号非農地判断の実施について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、議案第 69 号非農地判断の実施については原案のとおり決定します。続きまして、報告第 24 号・25 号を一括して上程します。事務局より説明願います。

(事務局説明)

議長 報告第 24 号・25 号について、事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

(なし)

議長 特に、意見もないようですので、以上をもちまして、令和元年第 12 回定例会を閉会いたします。委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りありがとうございました。

(審議終了 14時40分)